

告 示

埼玉県告示第三百八十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和六年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和六年四月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
スマイル建設株式会社	埼玉県上尾市大字瓦葺千三百十六番地三	三浦 勇二	埼玉県知事許可 (般一) 第六八二六五号
株式会社荻原工務店	東京都中央区銀座一丁目十九番地十号 TNビル二F (許可時：埼玉県川越市大字砂五十一番地七)	阿久津 佑介 (許可時：荻原 繁久)	埼玉県知事許可 (般一) 第六六五四八号
株式会社コンテイニュー	埼玉県蕨市塚越二丁目十四番七号 蕨北野マンション一階	三角 健太	埼玉県知事許可 (般一) 第六八〇一七号
株式会社アートプレイズ	埼玉県新座市東北二丁目六番十四号 内海ハイム一〇一号 (許可時：埼玉県朝霞市溝沼七丁目五番二十一号 朝霞ANZAWAビル一F)	塚田 一雄	埼玉県知事許可 (般一) 第六八九六八号
株式会社ゴトウ	埼玉県三郷市彦倉八百二十四番地二 ラファイーネTA KAHASHIニ〇二号	後藤 富士雄	埼玉県知事許可 (般一) 第六三七六九号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和六年埼玉県告示第百五十三号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。